

平成30年2月

## 刈谷労働基準監督署からのお知らせ



刈谷市若松町1丁目46番地1 刈谷合同庁舎3階 ☎0566(21)4885

## □ 刈谷署管内の労働災害発生状況(労働者死傷病報告書受付状況)

概況:



## &lt;平成29年中に発生した労働災害の発生件数&gt;

(1月末時点)

業種	今月件数	累計	対前年増減数	業種	今月件数	累計	対前年増減数
製造業計	9	194 (2)	-7 +1	建設業計	3	33 (2)	+1 +2
食料品	1	46	+23 -1	土木	1	4	+1
繊維		4	+2	建築	2	24 (2)	-3 +2
木材・木製品	1	2		その他		5	+3
製紙・印刷		6	-1	交通・運輸業		61	-1
化学		19 (1)	+4 +1	陸上貨物業	1	8 (1)	+4 +1
窯業・土石	1	9	-12	港湾荷役業			
鉄鋼・非鉄		12 (1)	-10 +1	商業	2	65	+3 -1
金属製品	3	34	-6	接客・娯楽業	1	24	+7
一般機械	1	10	-6	清掃業	2 (1)	22 (2)	+9 +2
電気機械		3	-1				
輸送用機械	1	38	-4	上記以外	1	58	+6 -1
その他製造	1	11	+4	合計	19 (1)	465 (7)	+22 +4

※ 本統計は、平成30年1月末までに受け付けた労働者死傷病報告(休業4日以上)の件数を集計したものです。

※ ( )内は死亡者数を内数で表しています。

## コメント

全産業における災害発生件数は、昨年の455件を既に上回り、過去10年間の中で最も多い516件に迫るペースで増加し、12次防期間中最悪の結果となっています。また、死亡災害においても、過去10年間で最も多い7件となり、重篤な災害により尊い命が失われることがこれ以上あってはなりません。

今、企業には「安全文化」の醸成が求められています。「安全文化」とは、企業である組織及び労働者一人一人が「安全」を最優先とする気風や気質があることです。労働災害は長期的には減少傾向であることから、安全に対する過信、漫然などが生まれ、今まで産業安全を支えてきたベテラン労働者(団塊世代)の大量退職による安全ノウハウの消失が懸念されています。

そこで一緒に働く協力会社・関係者を含め、安全に対する確固たる姿勢を経営トップから労働者まで一致させる活動を積極的に推進して、「安全文化」を醸成しましょう。

## □ 今月のピックアップ

## ☆ 2月は『転倒災害防止のための重点取組期間』です。

休業4日以上死傷災害の中で最も件数が多いのが「転倒災害」です。この転倒災害を減少させるため、「STOP! 転倒災害プロジェクト」を展開していますが、冬場の積雪や凍結など転倒災害の要因が増加する2月を重点取組期間として重点的に取り組んでいます。

特設サイトのURLは、こちら

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/tentou1501.html>

STOP 転倒



## ☆ あとわずか! 『無期転換ルール』が平成30年4月に本格的にはじまります。

有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換できること、これが「無期転換ルール」です。その多くが平成30年4月1日以降に効力が発生いたしますので、早急な対応が必要です。

詳細は、こちら <http://muki.mhlw.go.jp/>

無期転換サイト



## ☆ 2月と3月は刈谷労働基準監督署の「36協定届出促進キャンペーン期間」です。

36協定を届け出ずに法定労働時間(原則として、1日8時間、週40時間)を超えて残業を行わせた場合には、法違反となります。36協定の有効期限は過ぎていますか? また、刈谷労働基準監督署に届け出ていますか? 労使間で36協定を適正に締結し、届け出てはじめて時間外労働、休日労働ができることとなるので、有効期限が切れるまでに次の36協定を締結して、届け出るようにしましょう。

詳しい内容は、右上のQRコードからもご覧いただけます。

刈谷署 36協定



(裏面あり)

# 働き方改革、進んでいますか？～役立つ情報をご紹介します。

## 「事業場における治療と仕事の両立支援」セミナー

参加費：無料

疾病や障害を抱える労働者の方が離職することなく治療と仕事を両立できるよう、関係者の役割、事業場における環境整備、個別の労働者への支援の進め方など事業場における取組をまとめたガイドラインが公表されました。これを踏まえ、両立支援セミナーが開催されます。



【日時】 平成30年2月27日(火) 13:30～16:00(受付開始13:00)  
【会場】 あいち産業科学技術総合センター 産業技術センター 交流ホール

■ お問い合わせは、(独)労働者健康安全機構 愛知産業保健総合支援センター(☎052-950-5375)まで。

厚生労働省では、企業の皆様が「働き方改革」に取り組んでいただけるよう様々な情報を提供しています。**働き方・休み方改善ポータルサイト** (<http://work-holiday.mhlw.go.jp/>) は、もうご覧になりましたか？このサイトでは、専用指標によって企業診断ができる「働き方・休み方改善指標」や「企業における取組事例」などを掲載し、企業の皆さまが自社の社員の働き方・休み方の見直しや改善に役立つ情報を提供しています。

### 1 専用指標による企業診断ができます



### 2 診断結果に基づき対策を提案します

### 3 提案内容に関連した取組を実施している企業の取組概要を紹介します

取組・参考事例	事例
企業名: 株式会社知能ユニコック	
事業内容・業種	特殊印刷(水圧転写)及び塗料
従業員数	34
取組ターゲット	働き方
取組内容	①方針・目標の明確化 ②改善推進の体制づくり ③改善促進の制度化 ④改善促進のルール化 ⑤意識啓発

### 4 企業の取組事例を詳しく紹介します

取組事例	
(特定労働者) 2年休取得促進・多様な正社員(変型の働き方)テレワーク	
企業名: 伊藤忠商事株式会社	所在地: 東京本社(東京都港区) / 大阪本社(大阪市北区)
社員数: 4,343名(2014年4月1日時点)	業種: 卸売業
朝型勤務対象社員数: 約2,600名(出向者を除く国内勤務社員)	
取組の目的: 残業ありきの働き方を今一度見直し、所定勤務時間帯(9:00-17:15)での勤務を基本とした上で夜型の残業体質から朝型の勤務へと改め、効率的な働き方の実現を通して、総労働時間の削減を図るもの。	
取組の概要:	

ぜひ、アクセスしてみてください。

働き方 休み方 🔍

## 36協定の締結・届出のポイント②

### ✓ 36協定の内容はどうなものですか？

36協定の内容は「労働時間の限度に関する基準(平成10年労働省告示第154号)」に適合する必要があります。詳細は、リーフレット「**時間外労働の限度に関する基準**」を参照ください。

限度基準

検索

### ✓ 時間外労働・休日労働は必要最小限にとどめられるべきものです。

労働基準法第36条は、時間外労働・休日労働を無制限に認める趣旨ではなく、時間外労働・休日労働は必要最小限にとどめられるべきものであり、**労使がこのことを十分認識した上で36協定を締結する必要があります。**

### ✓ 36協定は周知も必要です。

36協定は、就業規則やその他各種の労使協定と同様に、常時各作業場の見やすい場所への掲示や備え付け、書面の交付などの方法により、**労働者に周知する必要があります。**(労働基準法第106条)

**36協定の締結、刈谷労働基準監督署への届出はもうお済みですか？**